

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年10月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第107号

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条健康福祉局地域共生推進部地域共生推進課の項中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、第 7 号から第13号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 9 条第 1 項の表健康福祉局地域共生推進部低所得世帯に対する給付金の項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年11月 1 日から施行する。